

令和3年度第1回鴨川市国民健康保険運営協議会会議録

1. 日時 令和3年8月2日（月）午前10時00分から午前11時00分

2. 場所 鴨川市役所 4階400会議室

3. 出席者

(1) 委員

樋口洋子委員、高橋隆一委員、林宗寛委員、酒井龍一委員、高梨道広委員

(2) 鴨川市国民健康保険条例施行規則第14条の規定により出席した者

長谷川孝夫市長

健康福祉部 牛村隆一部長

健康推進課 角田守課長

総務部 山口昌宏部長

税務課 佐藤信二課長、石渡一光係長

市民生活課 塚越均課長、池田幸江課長補佐

保険年金係 安田郁代係長、小原富裕主査

4. 欠席者

黒野秀樹委員、林裕委員

5. 次第

(1) 開会

(2) 会長あいさつ

(3) 市長あいさつ

(4) 議件

①令和2年度鴨川市国民健康保険特別会計決算について

②鴨川市国民健康保険の状況について

③新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少して被保険者等に係る国民健康保険税の減免等について

(5) 閉会

6. 会議内容

別紙のとおり

7. 会議の傍聴者

なし

1. 開会

(司会)

皆様、こんにちは。本日、進行を努めさせていただきます、市民生活課の池田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、配布資料の確認をさせていただきます。あらかじめ配布しておりますが、「令和3年度第1回鴨川市国民健康保険運営協議会次第」、資料1から資料3まで、「鴨川市国民健康保険運営協議会委員名簿」、「国民健康保険運営協議会関係法令等」でございます。

本日の追加資料といたしまして、健康推進課より「鴨川市健康ポイント」、「新しい健康様式を健康に!」となっております。不足がございましたら、お申し出ください。

4月の人事異動もありましたので、事務局職員の紹介をさせていただきます。それでは、自己紹介とさせていただきます。健康福祉部長から順次お願いします。

※事務局 自己紹介

最後になりましたが、私、市民生活課、課長補佐の池田と申します。あらためて、よろしくお願いいたします。

それでは、只今より、令和3年度第1回鴨川市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

本日、黒野委員、林委員より欠席の報告がありましたので、出席者数は5名でございます。過半数の委員の出席がありましたので、鴨川市国民健康保険条例施行規則第8条により、本協議会は成立いたしました。また、本運営協議会の会議につきましては、鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領に基づき公開とさせていただきます。会議録作成のため会議を録音させていただきますのでご了承ください。

それでは、次第により進めさせていただきます。まずはじめに高梨会長よりごあいさつをお願いします。

2. 会長あいさつ

(会長)

皆さん、こんにちは。

本日は、令和3年度第1回の国民健康保険運営協議会を開催いたしましたところ、委員の皆様におかれましてはご多忙中にもかかわらず、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症は、依然として猛威を振るっており、今年に入ってから感染者数の爆発的な増加が続いておりまして、一部の地域につきましては緊急事態宣言も発令されるなど、終わりが見えない状況であります。

県内においても、クラスターが発生するなど、感染者が急激に増大し、医療機関の負担も懸念される中、一人ひとりの慎重な行動が求められております。ようやくワクチン接種が始まったところですが、今後予断を許さない状況が続くと思われま。

本日もソーシャルディスタンスということでの開催となっております。このような中ですが、本日、ご審議をお願いいたします議件でございますが、すでに、ご案内してありますように、令

和2年度国民健康保険特別会計決算等についてでございます。

委員の皆様方には、本日の議件に対しましての率直なご意見、ご提言をいただきながら、ご審議を賜りますようお願いを申し上げます、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

(司会)

ありがとうございました。続きまして、長谷川市長よりごあいさつを申し上げます。

3. 市長あいさつ

改めまして、こんにちは。長谷川でございます。

先程来、お話が出ていますように、今、新型コロナウイルス感染症の予防接種等で、世界が揺れ動いているところでございます。

まさに日本もオリンピック、そして千葉県にも緊急事態宣言が発令されまして、非常に揺れ動いているところでございまして、特に経済活動、また加えて私たちの命をどう守ったらいいか、その実効性のある行動が、今、求められているところでございます。引き続き国民、市民の皆様方にご協力をいただくというのが一番の課題でございまして、今後もよろしくお願い申し上げたいと思います。

それでは、ご挨拶の方をさせていただきます。

本日は、ご案内のように、令和3年度第1回目の鴨川市国民健康保険運営協議会を開催いたしましたところ、委員皆様には、ご多用の中、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。また日頃から、国民健康保険事業に対し、格別のご支援を賜っておりますこと、心から感謝申し上げます。

さて、本格的な少子高齢化と人口減少に伴い、わが国の社会保障制度をめぐる、現役世代の負担の軽減は喫緊の課題であります。国においては、高齢者にも一定の負担増を求める「全世代型社会保障改革」を進めておりますが、今後とも、給付と負担の見直しに向けた改革を、一層、推し進める必要があるとしております。

平成30年度には「県による広域化」という大改革が行われ、3年目を迎えておりますが、今後とも、保険料統一化などの議論に際し、千葉県とともに国の動向を十分注視してまいりたいと考えています。

とりわけ、新型コロナウイルス感染症が、再び拡大傾向にあり、市民の安全と安心を確保するためにも、国民健康保険の安定運営に向けた取り組みが不可欠でありますので、委員皆様には、引き続きのお力添えをお願いいたします。

本日の議件は、令和2年度国民健康保険特別会計決算についてでございます。

この後、事務局から詳細を説明させますので、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(司会)

ありがとうございました。

それでは、議件に入らせていただきます。

なお、議長につきましては、鴨川市国民健康保険条例施行規則第6条によりまして、会長がなることになっておりますので、高梨会長に議長をお願いします。それではよろしくお願いいたします。

4. 議件

(議長)

これより、議件に入ります。議件1、「令和2年度 鴨川市国民健康保険特別会計決算」について、事務局より説明をお願いします。

(市民生活課長)

それでは、令和2年度国民健康保険特別会計決算について、説明いたします。A3の資料1、1ページをご覧ください。

国民健康保険は、平成30年度から都道府県が市町村と共に保険者となり、財政運営の責任主体となりました。県は、市町村ごとの国保事業費納付金の決定や、保険給付に必要な費用を全額市町村に対して支払うことになりました。そして、市町村は、県が決定した納付金を納めるという形になっております。令和2年度においては、広域化を迎えた3年目の年になります。

それでは、まず、国民健康保険の概要についてでございますが、資料の左側の一番下の3行ある表になりますが、年間平均の加入世帯数ですが、5,611世帯、被保険者数は8,293人となっております。

前年度比で、世帯数は169世帯、2.9%の減、被保険者数は342人、4.0%の減となっております。

被保険者数の減少ですが、後期高齢者医療への移行や、国保から社会保険へ移行する方の増加によるものです。

次に、総医療費ですが、34億203万9千円で、前年度比1億4,212万4千円、4.0%の減です。これは、主に、国保加入者の減少や、新型コロナウイルス感染症に係る受診回避等によるものと思われま

次に、歳入合計の決算額ですが、左側の表の下「歳入合計」というところになります。総額で、41億998万円で、前年度比1億3,692万8千円、3.2%の減となっております。

次に、歳出合計の決算額は右側の表の下から2段目になりますけれども、40億7,507万7千円で、前年度比9,484万1千円、2.3%の減となっております。

歳入歳出差引残額は、3,490万3千円で、前年度比4,208万7千円、54.7%の減となっております。

それでは、歳入の内訳ですが、左の表の上段にお戻りください。

まず保険税ですが合計額で、7億5,106万9千円で前年度比2,409万9千円、3.1%の減となっております。これは、主に後期高齢者医療や社会保険へと移行したことに伴う被保険者の減に伴うものです。

次に、国庫支出金のうち、災害臨時特例補助金として、328万7千円、新型コロナウイルス感染症に係る保険税減免に対するものでございます。

国保制度関係業務事業費補助金として637万4千円ですが、これは主に、今後、開始する予定

となっておりますマイナンバーカードを保険証の代わりとして利用するためのシステム改修に対する補助金でございます。

次に、県支出金でございますが、合計で29億8,138万4千円で、前年度比1億1,916万2千円、3.8%の減です。

主に歳出の保険給付費の大幅な減に伴うものでございます。

これは、保険給付費に対して交付される普通交付金と国保事業に取り組む経費分としての特別交付金があります。

特別交付金については、国保病院の医療機器購入の補助金、特定健診負担金、新型コロナウイルス感染症に係る保険税減免追加交付分等になっております。

次に、繰入金につきましては、一般会計繰入金で、2億8,121万8千円、前年度比82万2千円、0.3%の減となっております。

主なものとして、被保険者数の減による、保険基盤安定繰入金の減によるものです。また、令和2年度は、基金からの繰入金はありません。

次に、繰越金でございますが、7,698万9千円で前年度比651万2千円、9.2%の増となっております。

最後に、諸収入は、保険税の延滞金等で、965万9千円、前年度比514万5千円、34.8%減となっております。保険税延滞金、健康診査自己負担金の減によるものでございます。

続きまして歳出ですが、右側の表をご覧ください。

まず、総務費ですが、1,624万5千円で国保事業における事務費が主な内容です。前年度比249万1千円、18.1%の増となっております。

主な内容は、歳入で説明いたしましたマイナンバーカードの保険証利用に伴うシステム改修による増でございます。

次に、歳出の約7割を占める保険給付費につきましては、表の中段あたりになりますが、総額29億4,772万3千円で、前年度比1億739万9千円、3.5%の減となっております。これは、主に被保険者数の減や新型コロナウイルス感染症による医療機関受診回避等によるものと思われま

す。退職被保険者等の保険給付費については、平成27年度から、現存者が65歳までの適用となる経過措置により、令和2年度、適用対象者が皆無により支出ゼロでございます。

なお、この保険給付費のうち、任意給付である出産育児諸費と葬祭諸費を除いた分については、保険給付費等交付金・普通交付金として、県から市に対して全額交付されます。

次に、事業費納付金は、県が市町村の保険給付費を賄うために必要となる費用を各市町村に振り分けて納付するものです。この納付金の額は、県が各市町村の医療費水準や所得水準等を勘案して決定しておりまして、医療給付費分6億9,833万3千円、後期高齢者支援分2億3,648万7千円、介護納付金分8,179万5千円、合計で10億1,661万5千円です。

次に、保健事業費は、決算額2,442万円、前年度比1,359万9千円、35.8%の減です。こちらの主な要因ですが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止による緊急事態宣言のため、特定健康診査（集団健診）の中止によるものでございます。

次に、基金等積立金は、5,748万4千円です。これによりまして、令和2年度末の国保財政調整基金残高は、2億848万4千円となっております。

諸支出金は、保険税の過誤納還付金などです。金額につきましては、1,258万9千円で、前年度比848万1千円の増となっております。こちらの主な要因ですが、直診勘定繰出金905万円になりますが、国保病院による医療機器購入に対する補助金を病院会計に繰り出すものによるものです。

改めて収支を申し上げますと、差引残3,490万3千円で、収支はプラスとなったところです。続きまして、資料の2ページ目をご覧ください。

一番上の表が、1として「歳入」、そして順に「2・歳出」、「3・差引残額」、そして、「4・財政調整基金の状況(年度末現在)」、これは不測の事態に備えた基金であります。そして「5・単年度収支の状況」となっております。また、平成23年度の決算から掲載しております。

それでは、まず「5の単年度収支の状況」をご覧ください。これは、基金や前年度繰越金を控除し、純粋な単年度収支となっているものです。平成29年度と令和元年度、令和2年度は黒字ですが、その他の年度は、赤字となっています。これでは当然収支が成り立ちませんので、歳入に、財政調整基金や前年度繰越金を入れて、運営を行ってきたところでございます。次に、「4の財政調整基金の状況」をご覧ください。

平成23年度末で、4億3,986万7千円であったものが、赤字により取り崩し続けた結果、平成28年度末には百万円となりました。そして、単年度収支が、平成29年度が黒字となり、令和元年度、令和2年度も黒字が見込まれたことから、平成30年度に1億2千万円、令和元年に3千万円、令和2年に5千748万4千円をそれぞれ基金に積み立てし、令和2年度末の基金の残高は2億848万4千円となったところです。

こちらは、当初、広域化に伴って、多額の基金は必要ないと考えられておりましたので、この基金を取り崩しながら、保険税の税率の上昇を抑えてきたものでございます。

以上で、決算についての説明を終わります。

(議長)

事務局の説明が終了しました。

ただ今、議件となっております「令和2年度 国民健康保険特別会計決算」について、ご質問、ご意見等ございませんか。

(酒井委員)

先程、長谷川市長、塚越課長から説明があった国保財政運営が都道府県単位化されて、平成30年、そして令和元年、令和2年、そして今年4年目になる訳ですけれど、その大きな目的として、一つは法定外繰入の解消ということがあったと思います。鴨川市の法定外繰入について、もう一つは、保険料水準の統一ということが大きな目標であったと思います。令和5年、あるいは令和6年までに、県として保険料の標準統一化を求めているところが奈良県、沖縄県、北海道などあるわけです。千葉県では、こういったロードマップを描いているのか、もし千葉県で標準保険率が適用されたら、県北と県南では保険料の違いによって市町村の思惑がどのように違うのかということをお伺いしたいと思います。

(議長)

事務局をお願いします。

(塚越課長)

まず、法定外の繰入についてでございますが、鴨川市はいまだかつて、法定外繰入をしたことは1回もないということで、あくまでも保険税収入で、そして、国・県からの補助金等の収入でやっています。

次に保険料の標準化ということですが、これは広域化の目的の一つで標準化ということもあって、当初から北海道や大阪など、比較的税率が似通っているところ、また、県が積極的に関与しながら税率をコントロールしながら標準化を進めていきたいと思いますという動きがあったのですが、千葉県においては、標準化については特に県北の方が法定外の繰入が少なくなったとは言え、まだまだかなり繰入が存在しておりまして、そこを含めて標準化を進めていかなければならないということです。鴨川市の希望としては早く標準化していただきたいということを会議等で話させて頂いておりますが、なかなか進まないところです。

(酒井委員)

もう一点、千葉市と県南の鴨川市とでは保険料はどれくらい差があるのでしょうか。

(市民生活課長)

令和元年度ですが、一世帯当たり年間の保険料は、千葉市が151,897円、鴨川市が137,557円ということで、14,000円の差となっております。ただ、千葉市の金額については法定外を入れた後の金額であります。

(酒井委員)

一番安い金額はどこですか。

(市民生活課長)

御宿町が120,446円、市町村平均は148,489円となっております。

(酒井委員)

わかりました。

(議長)

他に皆さんのほうから、ご意見等ございませんか。

特になければ、ご異議ないものとしてご了承いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声)

(議長)

ご異議ないようであれば、議件1は、「承認」することとします。

次に議件2「その他」ですが、報告として、「鴨川市国民健康保険の状況」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

わたくし事務局の市民生活課、保険年金係小原が説明いたします。よろしくお願いたします。

資料2の「鴨川市国民健康保険の現状について」、をご覧ください。①鴨川市国民健康保険被保険者数と世帯数について、平成25年度から令和2年度までの推移が掲載されています。被保険者数は年々減少傾向にあり、平成29年度に至っては、前年度と比較し656人減と初めて1万人を割った結果となりました。また、直近の令和2年度末現在の被保険者数は、8,293人となっています。高齢化により後期高齢者医療制度へ移行する方や制度改正により短時間労働者・パート等の被用者保険適用拡大が大きな要因となっています。

次に下のグラフをご覧ください。②鴨川市国民健康保険被保険者の年齢構成について、平成25年度から令和2年度までの年齢構成の推移となっています。右の欄外に掲載してありますが、上から65～74、60～64、40～59、20～39、0～19となっています。いずれの年度についても、65～74歳代の前期高齢者が全体の5割近くを占めていることが明らかになっています。

次に2ページをご覧ください③として鴨川市国民健康保険の医療費についてということで、鴨川市国民健康保険1人当たりの医療費について、平成25年度から令和2年度までの推移として掲載してあります。年々増加傾向にありましたが、平成29年度においては被保険者数の大幅な減少から医療費についても減少となりました。また、令和2年度については、被保険者数の減少傾向にあるなか、新型コロナウイルス感染症による医療機関受診回避と思われる受診件数の減少により前年度と比較し、微減の結果となりました。

次に下のグラフをご覧ください。④医療費適正化事業についてとして、鴨川市国民健康保険ジェネリック医薬品使用率の推移となっています。平成25年度から令和2年度までの推移を掲載したものです。全国的にジェネリック医薬品は普及していますが、鴨川市国保として、ジェネリック医薬品差額通知を年に2回、主に生活習慣病にて通院歴のあるかたを中心に通知しています。平成29年度に、70%に到達いたしました。令和2年度に至っては、75.2%の結果となりました。国では、当初、令和2年9月までに80%の目標を掲げていましたが、令和2年度において、全国的な医療費の減少傾向により78.3%とわずかに届かず、新たな目標設定として、令和5年度までに、80%といたしました。

次に3ページをご覧ください。⑤令和2年度鴨川市国民健康保険高額な医療費の内訳として、上位10件、上段に令和2年度、下段に令和元年度の1件当たり的高額な医療費について掲載いたしました。どちらにおいても循環器系の心臓による疾患の医療費が上位を占めています。

次に4ページをご覧ください。⑥令和2年度鴨川市国民健康保険主な疾病割合として、鴨川市と同規模保険者（県内国保加入率が同程度の保険者、表の下に記載がありますが、館山市、勝浦市、富津市、いすみ市、匝瑳市、南房総市、大網白里市の平均割合）の主な疾病割合の比較となっています。○が鴨川市、△が同規模保険者となっております。いずれにおいても、循環器系と悪性新生物の割合が上位を占めています。

次のページをご覧ください。平成30年度から令和2年度までの診療月ごとの医療費(入院、入院外、歯科のみ)の推移となっています。年度表示、4月から翌年3月診療までとなっています。

鴨川市国民健康保険被保険者が医療機関に受診した際の医療費の推移を年度ごとに掲載しました。□が平成30年度、●が令和元年度、▲が令和2年度となっています。鴨川市国保の医療費の推移については、年度当初の4月は中程度、12月に一番高くなり、1月に減少し、2月、3月にて上昇傾向にあります。令和2年度折れ線グラフの▲になりますが、緊急事態宣言の発令、解除により医療費の増減の幅が大きくなっていることがわかります。

また、前のページに戻りまして、2ページの③掲載の、「鴨川市国民健康保険1人当たりの医療費について」の金額については、国民健康保険特別会計で支出する医療費、こちらは3月診療から翌年2月診療ベース、高額療養費等を含みますので、若干の差がございます。

以上、簡単ではございますが「鴨川市国民健康保険の現状について」の説明となります。

(議長)

ただ今、事務局より説明のありました件について、ご質問、ご意見等ございませんか。特になければ、ご理解いただけたものとします。

次に、同じく、議件2「その他」ですが、報告として、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免等について」、事務局から説明をお願いします。

(税務課長)

資料3になります。

まず、国民健康保険税の徴収につきましては、資料1の決算書案にもございますが、保険税全体の決算額で、751,069,194円、昨年度と比較いたしまして、24,098,294円の減となっております。徴収率にいたしますと約1.45%の増となりました。

調定額といたしましては、令和2年度は、963,665,737円、昨年度と比較いたしまして、49,751,275円の減となっており、主には滞納額の減少傾向と、現年度分は、被保険者数の減が要因となっています。

調定額・収納額の減少は、新型コロナウイルス感染症の影響等による所得状況への影響など、心配な面もあり、危機感を感じてはおりますが、大きな要因は被保険者数の減少によるものですので、被保険者数の減は、保険給付の減にも繋がるものと考えますと、やむを得ない部分があり、引き続き、状況を注視していくというところと考えております。

収納率向上対策といたしましては、税務課 納税推進室で、市税全体の納税相談、催告、徴収、差押等の滞納対策を行っていますが、滞納となっている方々にも、退職や病気療養等、経済的なご事情もそれぞれにあることが考えられますし、保険税の滞納は、保険証の利用に影響しますので、健康状態や所得状況等、個人個人の状況に応じたきめ細かい対応により、分納や納付誓約の実行等で、できるだけ計画的に滞納解消に向かえるよう、また、新たな滞納を増やさないよう、心がけながら、税収確保に努めているところです。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免等について、ご説明いたします。

資料3をご覧ください。現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の事業収入が大幅

な減となる影響を受けている方が多く、経済対策の一環として、一定以上の減収となっている場合、保険税の減免を受けられることとし、昨年度に引き続き、対応させていただいているところでもございます。

そこで、令和2年度実施状況ですが、減免決定件数は、41件、減免額は、5,793,000円で、令和2年度の財政支援は、10分の10の支援があったものです。

そして、令和3年度の財政支援ですが、減免額の10分の4の割合で、国が財政支援を予定しているものです。このことから、減免額の10分の6が持ち出しということになりますが、これについては、国保特別会計での対応となります。

なお、この持ち出し分となる10分の6について、千葉県国民健康保険団体連合会東葛飾支部構成9市において、千葉県健康福祉部保険指導課長に対し、財政支援に関する要望書をこのほど提出したとの通知があり、安房支部に属する本市は、この趣旨に賛同することとし、安房支部長である館山市から、要望書を提出いたしました。

要望書の内容ですが、国に対して、令和2年度と同様に、減免に要した費用の全額を財政支援の対象とするよう要望すること。また、国費による全額の財政支援が叶わない場合は、市町村の負担が発生しないよう、財政運営の責任主体である千葉県において財政支援をすること。

以上、2点について要望するものです。これについては、よい結果を待ちたいところです。

最後に、国保財政にとって重要な税収確保に努めつつ、過度な負担への配慮も考え、適切な対応をとるよう務めますとともに、国や県からの財政支援をしっかりと受けられるよう、適正な事務執行にも努めてまいりたいと考えております。

簡単ですが、保険税の関係につきましては、以上となります。

(議長)

ただ今、事務局より説明のありました件について、ご質問、ご意見等ございませんか。

特になければ、ご理解いただけたものとします。

次に「その他」ですが、健康推進課から説明をお願いします。

(健康推進課長)

健康推進課からご連絡いたします。

お手元に資料を2点ほどお配りさせていただきました。

こちらの熱中症対策の関係で、「新しい生活様式を健康に！」という資料と「健康ポイント」の資料を用意させていただきました。

ただ今、市長のほうから話がありましたとおり、本日2日から31日までの間、千葉県では緊急事態宣言の発出がされております。県では、県民の皆様には不要不急の外出の自粛を要請しております。昼夜を問わず、徹底してくださいということで、特に夜の20時以降の不要不急の外出の自粛、感染対策が徹底されていない飲食店や、休業要請、営業短縮の要請に応じていない飲食店での利用を避けてください。また、路上や公園での集団での飲食を慎んでください。それから、お盆、長期休暇であっても不要不急の外出の移動は自粛してくださいということをお願いしております。特に飲食は、感染のリスクが高いということで昼夜、場所を問わず、黙食、少人数での飲食をお願いしたいということが、言われております。

そういった状況でありますけれども、やはり、夏場で、かなり暑い時期があります。家の中にいたとしても熱中症の危険性がかなり高いということで、環境省からこういった通知が出ておりますので、まずは皆様方、マスクが大切でございますが、熱中症を防ぐためには場所によってはマスクを外すようなことも必要だということになっております。また、マスクを着用する場合は激しい運動や喉が乾いていなくても水分補給をしていただきたいということが言われておりますのでぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

また、鴨川市の健康ポイントでございますが、今年も健康ポイントシートが出来上がりました。変更がございますので申し上げます。当初6月に予定しておりました総合検診でございますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けまして、今年も昨年に引き続きまして集団での健診は行いません。7月6日から12月17日の間、市内の7つの医療機関で個別の健診を受けていただく形になっております。胃がん検診、肝炎ウイルス検診は引き続き実施いたします。こういった健診を受けた場合にはこちらのポイントがつきます。2点目の予防接種ですが、現在実施しております新型コロナウイルス感染症の予防接種も対象にしておりますので、ぜひ、こちら活用していただければと思います。また、3点目の健康イベントにつきましては、ボランティアの活動が自粛しているということで、ポイントが付きづらいかもしれませんが、健康に関するイベントに参加した場合はポイントが付きます。その他、自分で目標を立てた健康づくりに対してもポイントが付きます。このようなものが揃えば、健康推進課に提出していただきますと、抽選で5名の方に健康グッズ、また、提出をされた方全員には、例年の健診の自己負担を無料にさせていただきます。健康ポイントシートは市の公共施設、ふれあいセンター、本庁、天津小湊支所、各出張所に置いてございますので、ご活用いただければと思います。

健康推進課からは、以上となります。

((議長))

ありがとうございます。ただ今、健康推進課からの説明に何かご質問等ありますか。

(「なし」の声)

((議長))

それでは、最後になりますが、せっかくの機会でございます。他に何かございますでしょうか。特にないようであれば、本日の議件はすべて終了いたしましたので、議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

(司会)

ありがとうございました。

以上をもちまして、令和3年度第1回国民健康保険運営協議会を閉会いたします。長時間にわたるご審議ありがとうございました。

鴨川市国民健康保険条例施行規則第13条第1項及び鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領第7条第3項の規定により、会議録の内容について確認し署名します。

令和3年9月30日

鴨川市国民健康保険運営協議会

会長 高梨 道広